

公 告

国際観光旅客税法施行令（平成 3 0 年政令第 1 6 1 号）第 8 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項の規定に基づき、税関官署の管轄区域及び税関官署の長に委任しない税関長の権限について下記のとおり定めたので、同条第 3 項の規定に基づき公告する。

平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

沖縄地区税関長 吾住 亨



記

1. 税関官署の管轄区域

税関官署名	管 轄 区 域
沖縄地区税関 那覇外郵出張所	沖縄県那覇市壺川 3 丁目のうち郵便法（昭和 2 2 年法律第 1 6 5 号）第 2 条に規定する者が国際郵便物の業務を行う事業所内
沖縄地区税関 鏡水出張所	沖縄県那覇市鏡水崎原地先のうち国際物流拠点産業集積地域
石垣税関支署 石垣空港出張所	沖縄県石垣市のうち新石垣空港
沖縄税関支署 平安座出張所	沖縄県うるま市のうち与那城、与那城安勢理、与那城伊計、与那城池味、与那城上原、与那城屋平、与那城中央、与那城照間、与那城桃原、与那城西原、与那城饒辺、与那城平宮、与那城平安座、与那城宮城、与那城屋慶名
石垣税関支署 平良出張所	沖縄県のうち宮古島市 宮古郡

2. 次に掲げる税関出張所及び税関支署出張所の長については、国際観光旅客税法施行令第 8 条第 1 項第 2 号に掲げる権限の全部を制限する。

- (1) 沖縄地区税関那覇外郵出張所
- (2) 沖縄地区税関鏡水出張所

3. 適用期日

平成 3 1 年 1 月 7 日